# 開始までしばらくお待ちください。

# 浜松市上下水道部 電子請求書取引開始に伴う説明会

~浜松市上下水道部と取引先業者の会計業務DX・地域全体の電子化普及と業務効率化に向けて~

#### 【注意事項】

- 録音、録画、スクリーンショット、撮影はお控えください
- ご質問などは、説明会の中でご投稿いただくアンケートにご入力をお願いします。
- 操作マニュアルの取得は、アンケートにご投稿いただいた後、ダウンロードいただきます

# 浜松市上下水道部 電子請求書取引開始に伴う説明会

~浜松市上下水道部と取引先業者の会計業務DX・地域全体の電子化普及と業務効率化に向けて~

主催: 浜松市上下水道部

powered by インフォマート



## □ 説明会プログラム



- 01 開会挨拶 <浜松市 上下水道部>
- 02 電子請求書取引の概要について <㈱インフォマート>
- 03 電子請求書取引システムの概要について <㈱インフォマート>
- 04 電子請求書取引システムの操作について <㈱インフォマート>

Copyright(C) Info Mart Corporation.

05 操作マニュアル取得と電子請求書取引の申込手続き



電子請求書取引の概要について



Copyright(C) Info Mart Corporation.

4

## □ 電子請求書 取引概要



#### 1 電子請求書取引の開始時期

● 令和5年11月以降 随時 (既に契約・発注済みの取引分も含む)

#### 2 対象となる帳票

◆ 水道事業及び下水道事業に発行する請求書 (上下水道部各課ごとに請求書発行)

# 

#### 3 請求書の代表者印について

● 請求書への代表者印は必須ではありません。 ただし、必要に応じて印影を登録することも可能です。その際は、画像形式(JPEGまたはGIF)で印影登録を お願いします。 詳細は操作マニュアルを確認ください。

#### 4 取引を行うシステム

● 株式会社インフォマートが提供するサービス「BtoBプラットフォーム請求書」で取引を行います。
 当サービスは、本市と事業者間で受渡しする請求書を電子化することで、請求書の受取・発行にかかる請求業務の事務負担軽減、コスト削減、ペーパーレス化等を実現する仕組みです。
 適格請求書発行事業者は、 適格請求書(インボイス)を交付・保存(10年間)することも可能です。

## □ 電子請求書取引 開始までの流れ



手順 1

説明会終了後、招待メール申込手続き

電子請求書取引を開始するには、浜松市上下水道部からの「招待メールを 受信」し、初期設定が必要です。すでにプラットフォームIDを利用してい る事業者も含めてメール情報等の入力をお願いします。

※Web説明会終了後、招待メール申込の手続きしてください。※注1

手順 2

電子請求書取引システムの 操作マニュアル取得 説明会終了後、招待メール申込や問合せにご回答いただきましたら、操作マニュアルをダウンロードする画面が表示されます。また、後日浜松市HPからもダウンロードが可能です。

手順 3

浜松市上下水道部からの招待メール受信日 <送信日:11月10日(金)>※注2 11月17日(金)以降、招待メールが届かない場合は浜松市上下水道総務課までお問合せ下さい。

※念のため迷惑メールフォルダもご確認ください。※注3

電 話:053-474-7014(上下水道総務課 会計グループ)

問合せ: suidow-s@city. hamamatsu. shizuoka. jp

手順 4

浜松市上下水道部と繋がる 電子請求書取引システムのログインID 初期設定 浜松市上下水道部からの招待メールを受信しましたらプラットフォーム請求書の初期設定をお願いします。

<初期設定>ログインID・パスワード/会社情報/代表者職/代表者氏名などの貴社情報の設定 ※別紙操作マニュアルを確認ください。

※注1・・・招待メール申込フォームは11月8日(水)までご利用できます。それ以降は浜松市上下水道部各課へお問合せください。

※注2・・・導入初期に伴い専用の申込フォームをご用意しており、取りまとめ集計にお時間を要することをご容赦ください。

※注3・・・招待メールは、インフォマート社のメールを通じて送付されます。 (送信元アドレス: post-master@infomart.co.jp)

Copyright(C) Info Mart Corporation.

【重要】

6



電子請求書取引システム (BtoBプラットフォーム請求書) 運営会社概要について

Copyright(C) Info Mart Corporation.

7

## □ 運営会社概要



会社名 株式会社インフォマート(東証プライム市場:2492)

代表者 代表取締役社長 中島 健

本社所在地 東京都港区海岸1-2-3 汐留芝離宮ビルディング13階

**営業所** 西日本営業所 (大阪市淀川区西中島)

カスタマーセンター (福岡市博多区博多駅前)

設立 1998年 (平成10年) 2月13日

**資本金** 32億1,251万円

事業内容 BtoB (企業間電子商取引) プラットフォームの運営

連結子会社 株式会社Restartz 株式会社インフォマートインターナショナル (香港法人)

**従業員数(連結)** 707名(正社員537 /派遣170)

URL https://www.infomart.co.jp/



「BtoBプラットフォーム」が 目指す世界を動画

https://www.infomart.co.jp/movie/

## □ 株式会社インフォマート



全業界に向けて8つのプラットフォームを展開し、自治体と企業、または企業と企業のさまざまな商行為を電子データ化。 生産性向上・売上拡大はもとより、時短、コスト削減、ペーパーレスも実現できる、付加価値の高いサービスを提供しています。 ほか国内企業**951,458社**(2023年9月19日時点)が利用するクラウドサービスです。

#### 受発注

発注~受注、請求金額の確定までを総合管理することにより、受発注業務の時短とコスト削減を実現する仕組みです。 ▶

#### 規格書

食の安心・安全に不可欠な商品 規格書を外食・卸・メーカー・原材 料メーカーの各企業間で、データ 共有する仕組みです。

#### 商談

販売側と仕入側の企業をダイレ クトにマッチング。効率的に理想 の商品や取引先を見つけること ができる仕組みです。

#### 業界ch

新規取引・協業、既存取引拡大を 目的に、相手を知る「情報の収集・分析機能」と、相手に知らせる 「企業・商品PR機能」を提供。▶「



#### TRADE

あらゆる商材の"見積·発注・受注・ 納品・受領・検収"までの取引を 一元管理。

#### 請求書

電子請求書の受取・発行のほか、 支払通知書機能、督促機能、消込 機能などを搭載。業界や企業規模を 問わずにご利用いただけます。 ▶ P7

#### 契約書

契約書の締結・管理・社内承認を 一元管理。最新のブロックチェー ン技術により、契約内容の信頼性 (機密性)を確保します。

#### 見積書

見積書の作成・発行はもちろん、 保管や開封状況の確認、質問・回 答の履歴管理など、さまざまなや り取りや業務を一元管理。



10

「BtoBプラットフォーム請求書」システム概要



## □ BtoBプラットフォーム請求書について



#### 1 BtoBプラットフォーム請求書とは

株式会社インフォマートが提供する「BtoBプラットフォーム 請求書」は、「発行する請求書」「受け取る請求書」「支払金額の通知」など、多様な請求業務のデジタル化に対応可能なクラウドサービスです。

時間・コスト・手間のかかる請求業務を大幅に改善し、ペーパーレス化、経理のテレワーク実現を後押しするシステムです。また、電子帳簿保存法に対応、そして2023年のインボイス制度に向けたデジタルインボイスの標準規格にも対応しています。

#### 2 | ご準備いただくもの

本システムは、インターネット接続可能なパソコンだけで利用いただくことができます。その他のハード機器の設置やソフトウェアのインストールは不要です。







#### 【対応OS、ブラウザ】

[Windows]

IE11, Edge, Chrome, Firefox

[MacOS]

Safari, Chrome, Firefox その他推奨環境につきましては以下のURLをご確認ください。

https://www.infomart.co.jp/guide/function f.asp

## 新たな法的要件の認証について



#### 1 電子帳簿保存法に対応

「BtoBプラットフォーム 請求書」は、電子帳簿保存法第 10条の法的要件を満たすサービスとして、JIIMA(公益社団 法人日本文書情報マネジメント協会)が認証する

「電子取引ソフト法的要件認証制度」の第1号認証を取得しています。ご安心してご利用いただけます。



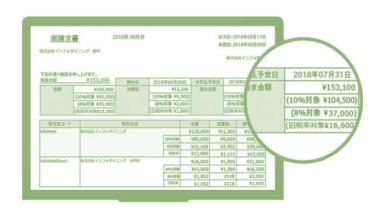
令和2年改正法令基準

#### 2 電子インボイスに対応

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税 額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度) が導入されました。

民間事業者が発行する請求書・納品書に対して、課税事業者であることを区別する登録番号と税率(10%、8%など)ごとの合計金額記載が必要になります。

BtoBプラットフォーム請求書は、電子インボイスに対応しています。

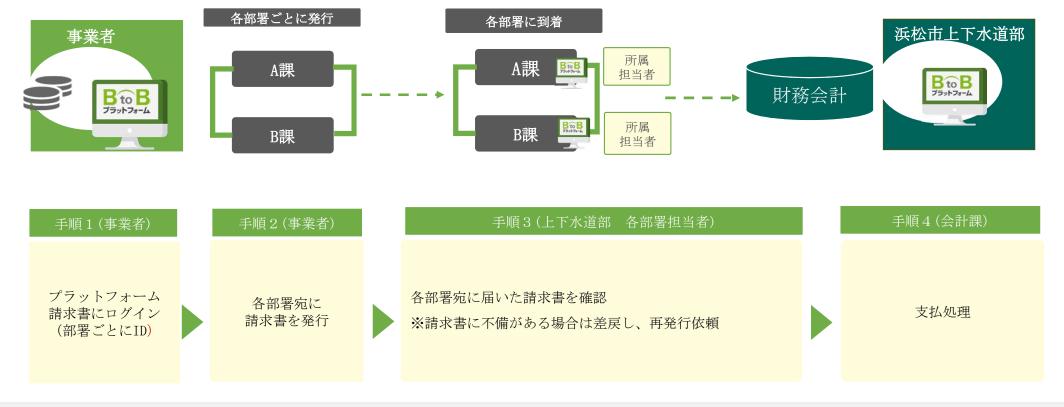


### □ BtoBプラットフォーム請求書\_取引全体図



#### 1 電子請求書取引の流れ

令和5年11月以降随時、発行する請求書より電子取引をおこないます。事業者は、BtoBプラットフォーム請求書フォームに必要情報を入力し、上下水道部の各部署宛に請求書を発行します。



## □ BtoBプラットフォーム請求書 機能とメリット



#### 1 機能 一部抜粋

- インターネット接続可能なPCで利用可能
- 請求書の作成機能(画面入力・一括アップロード作成)
- 請求書以外のファイルを添付する機能
- 取引先の請求書確認状況の可視化 (未開封・開封・承認済)
- 請求書未開封の取引先への催促メール送信機能
- 請求書不備による差戻機能 (メールアドレスに通知)
- 発行済請求書を複製(コピー)して作成する機能
- 発行済請求書の検索・閲覧機能
- 発行済請求書のデータ出力(CSV・PDF)機能
- 請求書の電子保管(10年間)

#### 2 メリット

- 請求書の即日発行~受取で大幅な時間短縮
- 請求書不備による差戻し~即日再発行
- 印刷・封入・発送業務もなくなり時間短縮。郵送コスト軽減
- 発行済請求書をさまざまな条件を指定して検索・閲覧
- 請求書の発行履歴(作成担当者の履歴確認)
- 改正電子帳簿保存法のデータ保存に関する3つの要件を満た していることから安心してご利用できます
- インボイス制度(適格請求書保存方式)に対応
- 10年電子保管でペーパーレス化
- プラットフォームを導入している自治体・民間事業者との取引も可能

## □ よくある質問



No	問合せ区分	質問	回答
1	電子請求書 システム全般	●システムの操作マニュアル入 手方法を教えてください?	■浜松市上下水道部HPから各資料をダウンロードできます。 ・ダウンロードページ <u>ホーム &gt; 手続き・〈らし &gt; 上下水道 事業者の方へ</u> > 上下水道部電子請求の導入について
2		●本サービスに加入する必要ありますか?	■BtoBプラットフォーム請求書サービスの利用にあたってはログインIDとパスワードが必要です。 ・ログイン設定の招待メールをお送りしますので本市上下水道部までお問合せください。 ・招待メール受信と設定登録の操作マニュアルをご確認下さい
3		●受注側に本システム利用料などの費用は発生しますか?	<ul> <li>■無料です。(水道事業及び下水道事業に発行する請求書)</li> <li>・BtoBプラットフォーム請求書より画面手入力の方法で請求書を作成する場合</li> <li>■別途有料オプション</li> <li>・一括アップロードや販売管理システムとの連携による自動発行で処理する場合は、別途費用がかかります。システム運営会社に問合せ下さい</li> <li>・(1)一括アップロードとは(10通/月まで無料) 貴社の販売管理システムから請求書データをCSV出力し、手動でアップロード作成する方法</li> <li>・(2)自動発行とは 貴社の販売管理システムから請求書データを出力し、(FTP/API)で自動発行する場合</li> </ul>

## □ よくある質問



No	カテゴリ	質問	回答
4	対象となる 請求書	●既に契約・発注済みの取引に関す る請求書は対象でしょうか?	■既に契約・発注済みの取引に関する請求書も対象です。
		●すべての業者が対応になるのか	■本市への事業者登録を問わず、取引のある事業者が対象となります。
		<ul><li>●当該システムの導入はマストなの かどうか</li></ul>	■請求書提出方法の1つとして「BtoBプラットフォーム 請求書」を用意したものです。利用を強制するものではありません。 利用されない事業者は、これまでどおり、紙の請求書で提出いただけます。
5	その他運用	<ul><li>●請求書の日付はどのように記載されますか?</li></ul>	■BtoBプラットフォームで請求書を発行した日が表記されます。差戻しを受けて再発 行した場合は、再発行した日が表記されます。
6		●納品書や完了報告書など添付資料 は、郵送になりますか?	■BtoBプラットフォームでの送付は対象外となります。従来の送付方法で対応をお願いいたします。
7		●今まで請求書とともに同封してき た明細や伝票などは今後も添付資料 として必要ですか?	■BtoBプラットフォーム請求書では、請求書に明細情報を表現可能です。 添付ではなくシステムへのご入力をお願いいたします。

■その他よくあるご質問は、浜松市上下水道部HPにも掲載します。

HP掲載ページ:  $\underline{ホ-\Delta}$  > <u>手続き・くらし</u> > <u>上下水道 事業者の方へ</u> > <u>上下水道部電子請求の導入</u>について

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/suidow-s/densiseikyu/densiseikyutop\_setumeikai.html

## □ お問合せ



#### 浜松市 上下水道部へのお問合せ

- (1) 本件に関するお問合せ
- (2) 電子請求書の運用に関するお問合せ

担当部署	浜松市 上下水道総務課 会計グループ
TEL	053-474-7014
メール	suidow-s@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 2 (運営会社)㈱インフォマートへの問合せ

(1) BtoBプラットフォーム請求書の操作に関する問合せは、 別紙操作マニュアルに記載の方法で問合せをお願いします。